

議案第50号

南風原町下水道事業の設置等に関する条例

南風原町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い本条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、南風原町下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定める区域とする。

3 農業集落排水事業の施設の名称、終末処理施設の位置及び排水の処理区域は、南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成14年南風原町条例第6号）第3条のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負

担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他避けることのできない事由により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができないときは、町長は、事由のやんだときから1箇月以内にこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。